

※保育園は乳幼児が集団で長時間生活をともにする場です。感染症の集団発症や流行を出来るだけ防ぎ、子ども達が一日快適に生活できるよう環境を整えることが大切です。

※かかりつけの医師の診断に基づき「インフルエンザ登園許可願い」の記載をお願いします。

尚、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するようご配慮下さい。

※登園の際は、下記の『インフルエンザ登園許可願い』の提出をお願いいたします。

（登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。）

《保護者記入用》

インフルエンザ登園許可願い（保護者記入）

おおざと保育園 園長殿

児童氏名

生年月日 R ・ H 年 月 日生

令和 年 月 日医療機関名 において

病名 インフルエンザ登園許可願い A ・ B と診断されました。

令和 年 月 日現在、下記の通り、

『発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日間』を経過しましたので、

登園の許可をお願いいたします。

保護者氏名

◎体温測定表（毎日、朝晩記入をお願いします。）

体温測定月日	朝の体温	夕方の体温	解熱薬使用の有無
月 日	時 分： ℃	時 分： ℃	無 ・ 有
月 日	時 分： ℃	時 分： ℃	無 ・ 有
月 日	時 分： ℃	時 分： ℃	無 ・ 有
月 日	時 分： ℃	時 分： ℃	無 ・ 有
月 日	時 分： ℃	時 分： ℃	無 ・ 有
月 日	時 分： ℃	時 分： ℃	無 ・ 有

- ①症状（発熱）が出てきた日から毎日体温を測定し、記載してください（一日につき一行ずつ記載）
- ②発熱した日および解熱した日は0日と数えます。
- ③解熱後3日間とは、解熱薬を使用しないで発熱しなくなり3日を経過したことをいいます。
- ④発熱期間が長く、記録様式が足りない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどして下さい。
- ⑤登園初日の朝の体温も測定し、記載してからの登園を宜しくおねがいします。

発症したあと5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで【厚生労働省ガイドライン】

例えば、発症後1日目に解熱した場合

発症日 発症後1日目 発症後2日目 発症後3日目 発症後4日目 発症後5日目 発症後6日目



※発症後5日以内の為、登園不可となります。

例えば、発症後3日目に解熱した場合

発症日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------



※発熱（発症）した日および解熱した日は0日と数えます。

※1日のうちで、発熱・解熱の場合は発熱期間とします。

※解熱とは平熱になったことです。

◎体温測定表（予備）

[illegible]